

3 福保医安第 4 0 5 号  
令和 3 年 7 月 2 9 日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長 事務取扱  
福祉保健局理事 矢 沢 知 子  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために一時的に開設される  
診療所に係る医療機能情報提供制度の取扱いについて

標記の件について、別添のとおり厚生労働省から事務連絡がございましたので、お知らせいたします。

記

送付書類

- ・新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために一時的に開設される  
診療所に係る医療機能情報提供制度の取扱いについて  
(令和 3 年 7 月 2 7 日付厚生労働省医政局総務課事務連絡)

(発信元)

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課指導担当  
電話 0 3 - 5 3 2 0 - 4 4 3 2

事務連絡  
令和3年7月27日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために一時的に開設される診療所に係る医療機能情報提供制度の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「コロナワクチン接種」という。）のために一時的に開設される診療所（以下「コロナワクチン接種診療所」という。）に係る医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）上の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その5）」（令和3年6月24日付け厚生労働省医政局総務課・医療経営支援課事務連絡）等においてお示ししているところである。

今般、コロナワクチン接種診療所に係る医療機能情報提供制度の取扱いについて、下記のとおりお示しするので、内容を御了知の上、管内医療機関等へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、本事務連絡は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

法第6条の3に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者はその医療機能に関する情報を都道府県へ報告する義務があるが、コロナワクチン接種診療所については、コロナワクチン接種を迅速に行うために一時的に開設されているものであることに鑑み、医療機能情報提供制度に基づく報告は不要としても差し支えない。